

第三八回

参第二四号

学校給食法の一部を改正する法律（案）

学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

（目的）

第一条 この法律は、学校給食の実施に関し必要な事項を定め、もつて児童及び生徒の心身の健全な発達に資し、あわせて、国民の食生活の改善に寄与することを目的とする。

第四条を次のように改める。

（学校給食の実施）

第四条 国立又は公立の義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食を実施しなければならない。

2 私立の義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食を実施するように努めなければならない。

（栄養士等の設置）

第四条の二 国立及び公立の義務教育諸学校には、栄養士及びもつぱら学校給食に従事する職員を置かなければならない。ただし、特別な事情があるときは、栄養士を置かないことができる。

第六条第一項中「運営に要する経費のうち政令で定めるもの」を「運営に要する経費のうち栄養士の給料その他の給与（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条に規定する給料その他の給与をいう。以下同じ。）に要するもの及び政令で定めるもの」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、公立の義務教育諸学校に関しては、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち栄養士の給料その他の給与に要するものの十分の八は、国庫の負担とする。

第六条第二項を次のように改める。

2 前項本文に規定する経費以外の学校給食に要する経費（以下「学校給食費」という。）は、国立又は公立の義務教育諸学校にあつては国庫の負担とし、私立の義務教育諸学校にあつては学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第二十二条第一項に規定する保護者（以下単に「保護者」という。）の負担とする。

第七条を次のように改める。

（国の補助）

第七条 国は、学校給食を実施する私立の義務教育諸学校の設置者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費の二分の一を補助するものとする。

2 国は、学校給食を受ける私立の義務教育諸学校の児童又は生徒の保護者に対し、政令

で定めるところにより、予算の範囲内において、前条第二項の規定によりその負担する経費の十分の八を補助するものとする。

第八条及び第九条を次のように改める。

第八条及び第九条 削除

第十三条中「規定するもののほか、」の下に「学校給食の実施基準、」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。ただし、第四条の改正規定は、昭和四十一年四月一日から施行する。

(適用区分)

- 2 この法律による改正後の地方財政法（昭和三十二年法律第九号）第十条第一号の四の規定中学校給食費に関する部分は、昭和四十一年四月一日から適用する。

(経過措置)

- 3 公立の義務教育諸学校に置かれる栄養士の給料その他の給与（市町村立学校職員給与負担法（昭和三十二年法律第三十五号）第一条に規定する給料その他の給与をいう。）に要する経費に対する国庫の負担率は、この法律による改正後の学校給食法（以下「改正後の法」という。）第六条第一項ただし書の規定にかかわらず、小学校に関しては昭和三十八年度、中学校に関しては昭和三十九年度までは、学校の種類及び会計年度に応じ、次の表に定めるところによる。

会計年度	学校の種類	
	小 学 校	中 学 校
昭 和 三 十 七 年 度	十分の六	十分の五
昭 和 三 十 八 年 度	十分の七	十分の六
昭 和 三 十 九 年 度		十分の七

- 4 国立又は公立の義務教育諸学校における学校給食費（改正後の法第六条第二項に規定する学校給食費をいう。以下同じ。）は、同項の規定にかかわらず、昭和四十一年三月三十一日までの間は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法（昭和三十二年法律第二十六号）第二十二條第一項に規定する保護者（以下単に「保護者」という。）の負担とする。
- 5 国は、学校給食を受ける国立又は公立の義務教育諸学校の児童又は生徒の保護者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、前項の規定によりその負担する経費につき、昭和三十七年度においては十分の六、昭和三十八年度においては十分の七、昭和三十九年度においては十分の八、昭和四十年においては十分の九を補助するものとする。
- 6 国は、改正後の法第七条第二項の規定にかかわらず、学校給食を受ける私立の義務教育諸学校の児童又は生徒の保護者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、同条第一項の規定によりその負担する経費につき、昭和三十七年度においては

十分の六、昭和三十八年度においては十分の七を補助するものとする。

7 この法律（附則第一項ただし書に係る部分を除く。）施行前の開設に係る学校給食のその開設に必要な施設又は設備に要する経費に対する補助に関しては、なお従前の例による。

8 国は、学校給食費（附則第五項の規定による国の補助に係る部分を除く。）に関し、この法律による改正前の学校給食法第七条第二項の規定の例により補助することができる。

9 国は、国立及び公立の義務教育諸学校における学校給食の実施に必要な施設及び設備が昭和四十一年三月三十一日までに整備されるように措置するものとする。

（地方財政法の一部改正）

10 地方財政法の一部を次のように改正する。

第十条中第一号の三の次に次の一号を加える。

一之四 義務教育諸学校における学校給食の施設及び設備に要する経費、栄養士の給料その他の給与に要する経費並びに学校給食費

理 由

国立及び公立の義務教育諸学校における学校給食の実施及び栄養士の設置を義務制とし、かつ、学校給食の施設設備費及び栄養士の給与費の十分の八、学校給食費の全部を国が負担することとするとともに、私立の義務教育諸学校における学校給食の施設設備費の二分の一、学校給食費の十分の八を国が補助することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、昭和三十七年度において約二百五十億円、平年度（昭和三十九年度以降）において約六百二十七億円の見込みである。